

重要事項説明書(医療保険)

1. 事業の目的

「訪問看護ステーションやまびこ」は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令に沿い、利用者に可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、適切な訪問看護・介護予防訪問看護を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

- (1) ステーションの看護職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指し支援する。また利用者の意思及び人格を尊重し訪問看護計画を作成した場合には、利用者に同意を得、交付いたします。
- (2) 指定介護予防訪問看護は利用者の介護予防に努め、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活ができるよう支援します。また利用者の意思及び人格を尊重し介護予防訪問看護計画書を作成し利用者に同意を得、交付いたします。
- (3) 事業の実施に当たっては、居宅介護事業所、地域包括支援センター、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

3. 職員の職種・人数・職務内容

- (1) 管理者(看護師)：事業所の行う業務を統括し、事業所の従業員に対し法令を守らせるため必要な命令を行い、従事者を指導監督します。
1名(常勤・兼務)
- (2) 看護職員：訪問看護計画を作成し、それに基づき訪問看護・介護予防訪問看護を提供すると共に訪問看護報告書を作成します。
常勤1名、非常勤2名

4. 営業日・営業時間

- (1) 営業日：月曜日～金曜日(ただし祝日および12月30日から1月3日までを除く)
- (2) 営業時間：午前9時～午後6時(ただし緊急の場合、時間外でもご連絡可能)
- (3) 緊急時対応：緊急時訪問看護・緊急時介護予防訪問看護加算体制をとっており、24時間365日利用者又はその家族から電話などにより看護に関わる意見を求められた時に常時対応、訪問ができる体制があります。

<連絡先>075-200-1926 時間外においても緊急用携帯電話に転送されます。

5. 通常の事業の実施地域

京都市(伏見区、南区、西京区)、長岡京市、向日市、久御山町

6. 提供方法

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施します。
- (2) 利用希望者または家族がステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求め訪問看護を実施します。
- (3) 介護保険法の訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターとの連携を図ります。
- (4) 介護保険法により、利用者の日常生活の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って訪問看護計画書を作成します。

7. 提供するサービスの内容

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事・排泄等日常生活援助
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置

8. ご利用にあたってのお願い

- (1) サービス提供にあたっては、複数の看護師が交代で訪問させていただきます。
- (2) 訪問看護師の訪問時間は、交通事情や天候、前の訪問先の状況等により 30 分程度前後する場合があります。
- (3) ご都合で日程などの変更や中止をされたい場合は、前日までにご連絡下さい。
- (4) ご利用者又はご家族に感染症の可能性がある場合は、感染に対する予防処置をとらせていただきますので、あらかじめご了承下さい。
- (5) 訪問看護師には、ご利用者との個人的な連絡や契約は禁止しています。
- (6) 急な発熱や発作の場合は、必要に応じて訪問看護させていただきます。
- (7) 訪問看護師の交代を希望される場合は、ご相談下さい。ただし、ご利用者からの特定の看護師のご指名はお受けいたしかねますので、ご了承下さい。

9. 緊急時の対応

ご利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡し対応させていただきます。

10. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、訪問看護サービス提供中に事故が発生した場合は、事故の状況に応じて次の対応を行います。
- ① 医療機関への連絡と受診
 - ② ご利用者の家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、京都市、市町村への連絡
 - ③ 事故原因の解明等、上記①②以外に必要な措置
- (2) 事業者は、訪問看護サービス提供にあたり万一ご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合、加入している損害保険により速やかに損害賠償を行います。ただし、自ら責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

11. 苦情の相談

ご利用者からの苦情などに迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置しています。ご不明な点はお気軽にご相談下さい。

ご利用者相談窓口： 電話 075-200-1926

FAX 075-201-6978

受付担当者・管理者 荒木 かおり

その他、京都府国民健康保険団体連合会（075 - 354 - 9090）、市町村または所轄保健所に相談・苦情窓口に苦情を伝えることが出来ます。

12. 第三者評価

事業者はサービスの質の現況を知り、向上につなげる為、第三者評価を受診致します。

13. 個人情報の保護

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、同意をあらかじめ文書により得るものとします。